

第 1 2 9 号議案

八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する
条例設定について

八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例

八王子市職員退職手当支給に関する条例（昭和 3 8 年八王子市条例第 1 7 号）
の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第 1 2 条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する市民の信頼に及ぼす影響（以下「勘案すべき事情」という。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第 2 8 条第 4 項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p>	<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第 1 2 条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する市民の信頼に及ぼす影響（以下「勘案すべき事情」という。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第 2 8 条第 4 項の規定による失職 <u>（同法第 1 6 条第 1 号に該当す</u></p>

2・3 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について**禁錮**以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

(2) (略)

2～5 (略)

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに第1項又は第3項の規定による支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（**禁錮**以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) (略)

7～11 (略)

(退職後**禁錮**以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者

る場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について**禁錮**以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

(2) (略)

2～5 (略)

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに第1項又は第3項の規定による支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（**禁錮**以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) (略)

7～11 (略)

(退職後**禁錮**以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者

(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する勘案すべき事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に**禁錮**以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職した者の退職手当の返納)

第15条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者に対し、第12条第1項に規定する勘案すべき事情のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、この規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定によ

(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する勘案すべき事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に**禁錮**以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職した者の退職手当の返納)

第15条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者に対し、第12条第1項に規定する勘案すべき事情のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、この規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定によ

る処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 （略）

る処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 （略）

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第13条から第15条まで及び第17条の改正規定は、公布の日から施行する。